APS Plus

2011年3月改定

セゾン自動車総合保険

セゾン自動車火災

セゾン自動車総合保険なら、お客様やご家族をしっかりとお守りします。

納得の保険料プラン

お車の使い方、運転される方に合わせ、合理的な保険料設定で納得のプランをご用意いたします。

◆保険料設定

お車の使い方、運転される方に合わせ、保険料を合理的に算出します。

設定要素 ①運転される方の範囲 ②使用目的 ③年間予定走行距離 ④主な使用地 ⑤免許証の色 など

◆各種割引制度

各種割引制度をご用意しております。

3 4 ページへ

頼りになる事故対応サービス

もしもの事故のときに、頼りになるサービスをご提供いたします。

◆土・日・祝日を問わない「事故対応サービス」

土・日・祝日も専門スタッフが事故に関する初期対応を行います。代車の手配や、修理工場・医療機関への連絡もお任せください。

◆1事故1担当制

お客様の事故の際には、1名の専任スタッフが事故解決まで責任をもって対応いたします。

15 16 ページへ

頼りになるロードアシスタンス

お車の突然のトラブルもお任せください。

◆主なサポート内容

❶30分程度の応急処置 ❷レッカーけん引
❸宿泊費用・移動費用 ❹ガス欠時の給油サービス
❺法律・健康相談サービス

※ロードアシスタンス特約をセットされた場合にご利用いただけます。

13 14 ページへ

SAISON INSURANCE セゾンの保険

充実の補償

相手への賠償は基本補償!
さらに、お客様のニーズに応じて補償を選ぶことができます。

相手への賠償 基本補償

対人賠償保険 対物賠償保険

5 ページへ

ご自身と搭乗中の方などの補償 ご希望によりセット

人身傷害保険 搭乗者傷害特約

7 8 ページへ

お車の補償 ご希望によりセット

車両保険

9 ページへ

その他の補償 ご希望によりセット

ファミリーバイク特約 車両積載動産特約

個人賠償責任特約 弁護士費用特約

11 ページへ

セゾン自動車総合保険のご契約対象と対象自動車

・ノンフリート契約（自動車保険をご契約されている「所有・使用自動車」が10台未満の方）でご契約者およびご契約のお車を主に使用される方（記名被保険者）が個人の方
・ご契約のお車が自家用8車種の場合

※自家用8車種とは、自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、自家用貨物車（小型・軽四輪）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、特種用途自動車（キャンピング車）をいいます。

納得の保険料プラン

お車をお使いの方、運転される方に合わせて納得のプランを設計いたします。下記該当される□に✓をつけてください。

1. お車を主に使用される方の年齢は何歳ですか?

記名被保険者の年齢は? □□歳

2. お車を運転されるのはどなたですか?

Q1 「本人・配偶者・別居の未婚のお子様」以外の方が運転しますか?

NO → パターン1

YES → **Q2** 「同居のお子様」は運転しますか?

NO → パターン2 / YES → パターン3

運転する最も若い同居のお子様の年齢は? □□歳

		□ パターン1	□ パターン2	□ パターン3(※)
		本人・配偶者限定	同居の子供なし	同居の子供あり
本人・配偶者		○(年齢問わず補償)	○(年齢問わず補償)	○(年齢問わず補償)
同居の家族	子供	×	×	○(最も若い子供の年齢以上補償)
	子供以外	×	○(年齢問わず補償)	○(年齢問わず補償)
別居の未婚の子		○(年齢問わず補償)	○(年齢問わず補償)	○(年齢問わず補償)
上記以外		×	○(年齢問わず補償)	○(年齢問わず補償)
特約構成		運転者「本人・配偶者」特約	運転者子供対象外特約	運転者子供補償特約(○○歳以上)
補償対象となる運転者		①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③①または②のいずれとも別居している未婚の子	同居の子供以外の運転者	上記の運転者 ただし、同居の子供は運転される最も若い年齢以上を補償

※同居のお子様またはその配偶者がご契約のお車を所有または主に使用する場合は、運転者子供補償特約(パターン3)をセットすることはできません。

(注1)本人・配偶者とは、記名被保険者(お車を主に使用される方)またはその配偶者のことをいいます。また、記名被保険者の保険期間の初日時点での年齢(原則として1歳刻み)に応じ、保険料を算出します。

(注2)同居の子供とは、本人・配偶者のいずれかと同居している子供(その配偶者も含みます。)をいいます。また、運転される最も若い同居の子供の年齢は保険期間の初日時点での年齢となります。

(注3)お車の使用目的が業務使用の場合は年齢を問わず補償となるため、上記の3パターンのいずれも選択できません。

3. お車をどのような目的でご使用になりますか?

Q1 年間を通じて(注)月15日以上お仕事に使用しますか?

YES → 業務使用

NO → **Q2** 年間を通じて(注)月15日以上、通勤や通学に使用しますか?
(自宅のもより駅等への送迎やお子様の通学の送迎は含みません)

YES → 通勤・通学使用 / NO → 日常・レジャー使用

□ 業務使用

□ 通勤・通学使用

□ 日常・レジャー使用

(注)「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。

4. 1年間にどのくらいの距離を走行する予定ですか?

□ 5,000km以下 □ 5,000km超10,000km以下 □ 10,000km超15,000km以下 □ 15,000km超

(注)お車の使用目的が業務使用の場合は走行距離による区分はありません。

5. お車を使用する地域はどちらですか?

- □ 北海道
- □ 東北(青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県)
- □ 関東・甲信越(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県)
- □ 北陸・東海(富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県)
- □ 近畿・中国(大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県)
- □ 四国(香川県、愛媛県、徳島県、高知県)
- □ 九州・沖縄(福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

全国を7つの地域に分け、お車を主に使用される地域により保険料を算出します。

6. お車を主に使用される方の免許証は何色ですか?

□ ゴールド(記名被保険者の年齢が21歳以上で、保険期間の初日の時点でゴールド免許証をお持ちの場合)　□ ゴールド以外

(注)次のいずれかのケースにあてはまる方は、ゴールド免許とみなします。
ケース1: 免許を更新すれば、保険期間の初日にゴールド免許を所持できるが、保険期間の初日時点で免許を更新していないとき
ケース2: 免許を更新しなければ、保険期間の初日にゴールド免許を所持できるが、保険期間の初日時点で免許を更新していたとき

■その他保険料の各種割引制度

新車割引

ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、保険期間の初日の属する月が初度登録年月(初度検査年月)から25ヶ月以内の場合は、新車割引を適用します。

電気・ハイブリッド車割引

ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の電気自動車※1またはハイブリッド自動車※2で、保険期間の初日の属する月が初度登録年月(初度検査年月)から13ヶ月以内の場合は、電気・ハイブリッド車割引を適用します。

※1 電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有するもの以外の自動車(自動車検査証などの「燃料の種類」欄に「電気」と記載されている自動車)

※2 内燃機関を有する自動車で、あわせて電気または蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ自動車検査証などにハイブリッド自動車であることが記載されている自動車

ノンフリート等級別料率制度

セゾン自動車総合保険は、1等級から20等級までの等級区分により保険料が割引・割増となる等級別料率制度を適用しています。他の保険会社(JA共済、全労済、日本再共済連、教職員共済、全自共、中小企業共済を含みます。)で適用されていた等級もそのまま当社に引き継ぐことができます。

セカンドカー割引

通常、新たなお車のご契約をされる場合は6等級(S)を適用しますが、2台目以降のお車で初めてご契約される場合で、以下の条件をすべて満たすときは、7等級(S)を適用します。

(1)新たな保険契約の記名被保険者および車両所有者が個人であり、かつ、それぞれ下記のいずれかに該当すること

新たな保険契約の記名被保険者	新たな保険契約の車両所有者
・他の保険契約の記名被保険者 ・他の保険契約の記名被保険者の配偶者 ・他の保険契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族　のいずれか	・他の保険契約の車両所有者 ・他の保険契約の記名被保険者 ・他の保険契約の記名被保険者の配偶者 ・他の保険契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族　のいずれか

(2)他の保険契約の等級(ノンフリート等級)が11等級以上であること

(3)他の保険契約のご契約のお車が自家用8車種であること

(4)新たな保険契約の保険期間の初日が、他の保険契約の保険期間内にあること

(注)「車両所有者」がカーディーラー、信販会社、リース会社の場合(所有権留保条項付売買契約やリース契約の場合)は、車検証の「使用者」欄に記載されている方を「車両所有者」とみなします。

ご注意

自家用乗用車(普通・小型)の型式別料率クラスは、毎年見直しされます。(お客様に事故がなくても、保険料が上がることがあります。)

お車の車種が自家用乗用車(普通・小型)の場合には、お車の型式に応じて対人賠償・対物賠償・傷害・車両の補償内容ごとの保険料を算出し、お車の型式毎に〔1〕～〔9〕※1の料率クラスを定めています。
料率クラスについては各型式毎に過去の保険実績などに応じて損害保険料率算出機構※2が毎年見直しを行っています。そのため、契約条件の変更がなく1年間無事故の場合でも、料率クラスの見直しにより、翌年の保険料が変わることがあります。

※1 保険料が最も低いクラスの〔1〕から、最も高いクラスの〔9〕まで9段階に分かれています。

※2 会員の保険会社から事故データの提供を受けて妥当な保険料率の算出を行い、金融庁へ届け出た後、会員会社はその保険料率を使用しています。

相手への賠償

お車を運転中に、人をケガさせたり、
人の物を壊してしまった時にお役に立ちます。

ワンポイントアドバイス
借りたお車を運転中の事故もOK!
（他車運転特約が自動セットされています。）

基本補償

対人賠償保険

お車を運転中などの事故で他人を死傷させた場合（対人事故）、相手の治療費などを負担したことによって、お客様が被る損害に対して保険金をお支払いします。

ワンポイントアドバイス ページ参照
対物賠償保険では相手のお車の時価額までがお支払いの限度となりますが、相手のお車の修理費用や車の買替え費用が足りない場合に備えた特約が自動セットされています。
（対物全損時修理差額費用特約
相手自動車全損時諸費用保険金特約）

対物賠償保険

お車を運転中などの事故で他人のお車や家屋などを壊し（対物事故）、修理代などを負担したことによって、お客様が被る損害に対して保険金をお支払いします。

おすすめ

思わぬ高額賠償事故も!
対物賠償保険も「無制限」補償がおすすめです!

運転中に誤って大事故を起こしてしまうこともあります。
高額の損害賠償に対応するためにも、「無制限」補償をおすすめしています。
対人賠償保険は「無制限」補償のみです。

■対物事故判決事例 ※以下は損害額と被害物

2億6,135万円	1億3,580万円	1億2,036万円	1億1,347万円
積荷（呉服・洋服・毛布）	店舗（パチンコ店）	電車・線路・家屋	電車

事故の際は、専任スタッフが事故解決まで責任もって対応します!
詳しくは 15 ページ「事故対応サービス」へ

実際のお支払い例

ワンポイントアドバイス
相手方との交渉はすべて当社でお受けします。（示談交渉サービス）

●交差点で一時停止を見落とした!

お客様が交差点に入る時に一時停止の標識を見落としてしまい、右側から徐行せずに交差点に入ってきた相手方（Aさん）の車と衝突してしまいました。相手方（Aさん）のお車に損害が生じ、相手方（Aさん）はケガで長期入院しました。 ※お客様の責任割合は80%（責任割合は一例です。）

相手方（Aさん）の損害額		お客様の責任割合		法律上の損害賠償責任額
600万円（治療費・休業損害・慰謝料等）	×	80%	＝	480万円

法律上の損害賠償責任額		自賠責保険等から支払われる額		お客様のご負担額
480万円	−	120万円	＝	360万円

→ お支払いした保険金：対人賠償保険から **360万円**

相手方（Aさん）のお車の損害額		お客様の責任割合		法律上の損害賠償責任額
100万円	×	80%	＝	80万円

→ 対物賠償保険から **80万円**

よくあるご質問

Q 自動車保険は何を補償してくれる?

A 歩行者などを死傷させてしまった場合の補償（対人賠償）、他人のものや公共のものを壊してしまった場合の補償（対物賠償）、ご自身や同乗されている方が死傷された場合の補償（人身傷害・搭乗者傷害）、事故や当て逃げなどによりご自身のお車が破損した場合の補償（車両保険を付加している場合）など事故に伴うさまざまな補償をご提供します。

Q 自宅の車庫の壁に車をぶつけてしまいました。壁の修理代は対物賠償保険で補償されますか?

A ご自身の車庫に対する損害は、補償されません。対物賠償保険では、ご自身やご家族、ご契約のお車を運転している方が、所有・使用・管理している物の損害は補償の対象外となります。
なお、ご契約のお車の損害は、一般車両タイプの車両保険にご加入であれば補償の対象となります。

ご自身と搭乗中の方などの補償

ご自身やご家族、同乗者の方が
人身事故に遭われたとき、お役に立ちます。

ワンポイントアドバイス 18ページ参照

医療保険金の補償のみとすることができます。 ご希望によりセット

人身傷害保険にご加入のお客様のみオプションで選択できます。
※搭乗者傷害特約(医療一時金のみ)

ご希望によりセット

人身傷害保険

ご契約のお車に乗っていた方が、自動車事故により死傷した場合、実際の損害額を補償します。

■治療費や慰謝料などの実際の損害額を補償します。

●損害額5,000万円の場合

〈責任割合〉	〈損害額〉
お客様 40%	まとめて 5,000万円 受取可能
相手方 60%	

加害者とお客様双方に責任が発生する人身傷害事故の場合、お客様の責任分も含めて、損害額を補償します。(ご契約金額が限度となります。)

当社の約95%のお客様がご加入!
2010年12月末現在

ワンポイントアドバイス **適切な補償額を設定しましょう。**

■20歳独身	■30歳既婚	■40歳既婚	■50歳既婚
6,000万円	8,000万円	8,500万円	7,500万円

〔死亡した場合の年齢別の平均損害額目安(有職者平均)〕

ご希望によりセット

搭乗者傷害特約(医療一時金払)

ご契約のお車に乗っていた方が、自動車事故により死傷した場合、死亡・後遺障害保険金、医療保険金としてあらかじめ定められた金額をお支払いします。

■ケガの治療中でも当座の費用としてご利用いただけます。

事故発生 ▶ 治療開始 ▶ 入　院 ▶ 通　院 ▶ 治　癒

※事故によるケガの治療のために、入・通院した治療日数が1～4日の場合には1万円を、5日以上の場合には、傷害の症状に応じて10万円・30万円・50万円・100万円のいずれかを医療保険金としてお支払いします。

実際のお支払い例(人身傷害保険の場合)

●交差点で正面衝突!

お客様が信号機のない交差点(同じ道幅)を直進する時に、左側から交差点に入ってきた相手方(Bさん)のお車と衝突してしまいお客様はケガで長期入院しました。※お客様の責任割合は60%(責任割合は一例です。)

お客様の損害額		お客様の責任割合		お客様のご負担額
700万円	×	60%	=	420万円

(治療費・休業損害・精神的損害等)

→ お支払いした保険金
人身傷害保険から
700万円

お客様の責任(過失割合)に関わらずお客様の損害額をお支払いします。
当社が保険金額の範囲でお客様の損害額を相手の方との交渉の結果を待たずにお支払いすることができます。
※その場合、お客様が相手方に対して有する損害賠償請求権を当社が取得し、相手方に損害賠償請求を行います。

ワンポイントアドバイス 18ページ参照

お客様ご自身およびご家族の方は、ご契約のお車に乗っている時だけでなく、オプションでこんな場合も補償されます。 ご希望によりセット

■他のお車に乗っていた時の自動車事故

■歩行中の自動車事故

■車以外との交通事故

■犯罪による被害事故

(人身車外補償特約・人身交通乗用具危険特約・人身犯罪被害事故特約)

よくあるご質問

Q 「人身傷害保険」と「搭乗者傷害特約」の違いは?

A **「人身傷害保険」**では、治療費や休業損害など実際に発生した損害額を、あらかじめ約款に定めている基準に照らして当社で算出し、保険金としてお支払いします。
「搭乗者傷害特約」では、傷害などの状態に応じて一定額の保険金をお支払いします。

Q 自賠責保険に入っているからあんしん?

A 自賠責保険は「強制保険」とも呼ばれており、自動車損害賠償保障法(自賠法)に基づいて、すべての自動車に加入が義務づけられている保険です。自賠責保険は、交通事故の際に他人にケガをさせてしまった場合や、死亡させてしまった場合の賠償責任をカバーする保険です。自分のケガや車への補償はありません。ご自身への備えも忘れずに、万一の際にもしっかりと補償を受けられるようにしましょう。

お車の補償

ご自分の車が事故で壊れたり、火災や盗難にあったときお役に立ちます。

ご希望によりセット

車両保険

ご契約のお車が、事故により損害を被ったり盗難に遭った場合に保険金をお支払いします。

車両保険をセットされたご契約に自動セット

車両全損時臨時費用特約　ご契約のお車が全損となった場合に車両保険の保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。

■車両保険は下記3種類からお選びください。

○:お支払いします　×:お支払いしません

車両保険種類 ＼ 事故の内容	自動車同士の衝突・接触	火災・爆発・台風・たつ巻 落書・いたずら・物の飛来落下	盗難 ※1	洪水・高潮 水没等	自動車以外の物との衝突・当て逃げ
一般車両	○	○	○	○	○
車対車+A ※2	○ ※4	○	○	○	×
車対車 ※3	○ ※4	×	×	×	×

「一般車両」はオールリスクタイプ、「車対車+A」は当て逃げや車以外の物との衝突・接触といった事故を補償対象外とするタイプ、「車対車」は車同士の衝突・接触のみ補償するタイプの車両保険です。
※1 契約自動車の盗難事故対象外特約をセットしている場合、盗難による損害は保険金をお支払いできません。
※2 車対車事故および限定危険補償特約がセットされます。
※3 車対車衝突危険限定特約がセットされます。
※4「相手自動車」と「その運転者または所有者」が確認された場合に限り保険金をお支払いします。(当て逃げは対象外)

■自己負担額をお選びください。

定額式(事故回数に関わらず)　0万円／5万円／10万円

増額式　事故1回目:0万円 → 事故2回目以降:10万円

あらかじめ設定した自己負担額(免責金額)を差し引いて保険金をお支払いします。自己負担額(免責金額)を高くすると、保険料を節約できます。

実際のお支払い例

●一時停止を見落とした!

お客様が交差点に入る時に一時停止の標識を見落としてしまい、右側から徐行せずに交差点に入ってきた相手方(Cさん)のお車と衝突してしまい、お客様のお車に損害が生じました。※お客様の責任割合は80%(責任割合は一例です。)

お客様のお車の損害額		お客様の責任割合		お客様のご負担額
150万円	×	80%	=	120万円

	車両保険をセットしていた場合	車両保険をセットしていない場合
相手方(Cさん)からの損害賠償額	30万円	30万円
お客様の車両保険から	120万円	0万円
お客様のご負担額	0円	120万円

ワンポイントアドバイス　19ページ参照

明らかな被害事故の場合に(車両無過失事故に関する特約)

一方的に追突されたなどお客様に責任のない被害事故で、車両保険をご請求される場合でも、事故のカウントに含めない特約が自動セットされています。(所定の条件を満たす場合に適用されます。)

よくあるご質問

Q 車両保険の「自己負担額(免責金額)」とはなんですか?

A 「自己負担額(免責金額)」とは、保険金のお支払いにあたって損害の額から差し引かれる額をいいます。差し引かれた額はお客様の自己負担となりますが、自己負担額(免責金額)を設定した場合は、設定しない場合より保険料が割安となります。

Q 車両保険は必要なの?

A 例えば台風による水害は、自動車の修理費が高額になる損害です。台風による水害事故も車両保険でカバーできます。また、いたずら・落書などは、大切な愛車にいたずらした相手を探すのは大変なうえ、自動車を修理するのも想像以上に高額となります。しかし、車両保険をセットしたご契約であればお車を車両保険で修理できます。
※上記ケースは、ご契約タイプが「一般車両」「車対車+A」の場合に補償されます。

その他の補償(オプション)

ライフスタイルに合った、各種特約をラインナップ。さらに充実の補償で万一に備えます。こんな時代だからこそおすすめの補償です。

ワンポイントアドバイス
対物賠償保険では、相手の自動車の時価額までがお支払いの限度となります。
古い自動車の場合、修理費が時価額を超えることがあります。

相手への賠償

古い車と衝突し、修理代金が時価を上回る場合

対物全損時修理差額費用特約

対物事故で相手自動車の修理費が時価額を超え、お客様がその差額を負担する場合、差額部分にお客様の責任割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。(50万円が限度)
(注)修理費とは、実際に修理を行った場合で自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。

相手の車が修理不能の全損で、買い替えが必要な場合

相手自動車全損時諸費用保険金特約

自動セット

対物事故で相手自動車が修理不能の全損となり、相手方の自動車の買い替えに伴う諸費用等を負担する場合に、相手自動車に対する法律上の損害賠償責任の額の10%相当額を、相手自動車全損時諸費用保険金としてお支払いします。
(限度額:20万円)

ご自身や搭乗中の方などの補償

人身傷害保険が適用されないご契約に自動セットされます。

保険に加入していない車との事故で死亡・後遺障害を負った場合

無保険車傷害特約

他の車との事故で、死亡または後遺障害を被り、相手から十分な損害賠償が受けられない場合に保険金をお支払いします。

相手がいない事故で死傷し、自賠責保険から支払いが受けられない場合

自損事故傷害特約

単独事故(電柱と接触、ガケからの転落等)でご契約のお車の保有者、運転者等が死傷し、自賠責保険等の保険金が支払われない場合に保険金をお支払いします。

さらに、お客様のニーズに合わせ、補償のアップができます。

人身家族おもいやり特約

人身傷害の補償を充実させた補償です。
重度の後遺障害を被り、所定の要介護状態になった場合に、介護支援保険金をお支払いします。
扶養者が死亡し19歳未満の被扶養者がいる場合に、子育て支援保険金をお支払いします。

さらに充実の補償!

搭乗者傷害医療一時金倍額特約

搭乗者傷害特約でお支払いする医療保険金部分を倍額にしてお支払いします。

お車の補償

大切な新車の買い替え費用に

車両新価特約

ご契約のお車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合に、ご契約のお車の新車価格相当額を限度に補償します。
(注)保険期間の初日の属する月がお車の初度登録年月から25ヶ月以内の場合にセットできます。

長年ご愛用のお車の修理費に

車両全損修理時特約

ご契約のお車が全損になり、実際に修理された場合は、車両保険金額に50万円を加えた額を限度として保険金(修理費)をお支払いします。
(注)保険期間の初日の属する月がお車の初度登録年月から25ヶ月を超えている場合にセットできます。

事故や盗難の時のレンタカー代をサポート

事故時代車費用特約

ご契約のお車が車両保険のお支払い対象となる事故により、修理中などに借り入れたレンタカー費用(1日5,000円までの実費)をお支払いします。(事故日または盗難届を警察に提出された日から30日以内の実使用日数が対象となります。)

その他の補償

日常生活の偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合

個人賠償責任特約

自動車事故以外の日常生活の事故により、お客様とご家族の方が他人をケガさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。
(ご契約金額は無制限、示談交渉サービスがセットされます。)

人身や物損の被害事故にあった場合

弁護士費用特約

自動車にかかわる人身被害事故や物損被害事故に遭い、損害賠償請求を行う場合に生じる弁護士費用等や、法律相談をする場合の費用をお支払いします。(弁護士費用等は300万円限度、法律相談費用は10万円限度)
(注)司法書士や行政書士に依頼した場合の費用もお支払いの対象となります。

事故や盗難で荷物の被害にあった場合

車両積載動産特約

盗難や偶然な事故などによりご契約のお車に損害が生じ、その直接の結果としてお車の車室内やトランク内などに積載中の動産に損害が生じた場合に、時価により算出した損害額をお支払いします。ただし、1回の事故につき保険金額(30万円または50万円のいずれかをお選びいただきます。)を限度とします。
(注)盗難の場合は、ご契約のお車自体の盗難と同時に発生したときにかぎり補償の対象となります。
(車上あらしなどによる車両積載動産のみの損害は対象外)

ファミリーバイク特約(人身)※1

ファミリーバイク特約(自損)

記名被保険者およびそのご家族が原動機付自転車(借用バイクを含みます。)を所有・使用・管理している間に生じた対人賠償事故、対物賠償事故および傷害事故について保険金をお支払いします。
なお、原動機付自転車搭乗中の傷害の補償については次の2つのタイプがあり、いずれかのタイプをお選びいただきます。
①(人身)タイプ:人身傷害保険と同様の補償をするタイプ
②(自損)タイプ:自損事故傷害特約と同様の補償をするタイプ
(注)借用バイクで事故を起こされた場合、被保険者のご請求により、借用したバイクの保険契約等に優先して保険金をお支払いすることもできます。

	対人賠償	対物賠償	人身傷害	自損傷害
自損タイプ	○	○	×	○
人身タイプ	○	○	○	—※2

※1 人身傷害保険をセットされたご契約に限り、この特約をセットすることができます。
※2 人身傷害保険で保険金をお支払いします。

頼りになる ロードアシスタンス

お客様のニーズに合わせて、全ての契約に任意でセットすることができます。

事故・ロードアシスタンス受付デスク
通話料無料 0120-002-446 24時間、365日受付

サポート内容

ご契約のお車が事故、故障、トラブルにより自力走行不能となった場合に、次のメニューをご用意しています。
なお、法律・健康相談サービスはいつでもご利用が可能です。

応急処置
（応急処置費用）

現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。

［主な事例］●バッテリー上がり時のジャンピング作業 ●カギの開錠（一般キーシリンダー）●スペアタイヤ交換 ●冷却水補充作業 ●ボルトの締め付け ●脱輪引き上げ（1m以内）など

ご注意：バッテリー充電代、部品代・冷却水等の消耗品代、カギ作成費用などはお客様のご負担となります。

レッカーけん引
（運搬費用）

応急処置ができない場合に、走行不能となった場所から下記のいずれかのもよりの修理工場までレッカーけん引を行います。

●走行不能となった場所
●お客様の居住地
●お車の所有者の居住地

ガス欠時の給油サービス
最大10リットルまで無料

燃料切れにより走行不能となった場合に、燃料をお届けします。

ご注意：ご利用はご契約期間中に1回に限ります。

法律・健康相談サービス
専門家による電話相談（30分程度・予約制）

日常生活の身近なトラブルによる法律相談や、「心」と「体」のお悩みについて健康相談を承ります。内容に応じて弁護士、看護師、保健師等（必要に応じ専門医）が対応します。お客様とその同居のご家族がご利用になれます。

宿泊費用
1名につき1万円限度

走行不能となった場所のもよりのホテル等に宿泊した場合の宿泊料（飲食代は除きます。）をお支払いします。

移動費用
1名につき2万円限度

走行不能となった場所から次のいずれかの場所に移動するために要する費用（ハイヤー、ビジネスクラスなど通常交通費超過分は除きます。）をお支払いします。

●出発地 ●居住地 ●当面の目的地

ご注意：お車がレッカーけん引され、ロードアシスタンスの運搬費用のお支払い対象となることが条件です。

※「応急処置」、「レッカーけん引」、「宿泊費用」、「移動費用」については、ロードアシスタンス特約の規定に従い保険金としてお支払いします。

ご注意

●ロードアシスタンスのご利用にあたっては事前に事故・ロードアシスタンス受付デスクにご連絡ください。事前にご連絡頂けない場合や、気象状況（台風など）により当社がロードアシスタンスを提供できない場合に、お客様が必要な費用を負担されたときは、必ず領収証等をご提出ください。当会社にて妥当と認められる費用については、特約の規定に従い、保険金としてお支払いいたします。（ただし、ガス欠時の給油サービス、法律・健康相談サービスは事前にご連絡をいただけない場合、お客様が費用を負担されたとしても、お支払いの対象にはなりません。）
●セゾンのロードアシスタンスをご利用いただいても、次年度のノンフリート等級には影響ありません。（車両保険のご請求をされた場合は、カウント事故となることがあります。）
●交通事情や気象状況によってサービスカーの現場到着に時間がかかる場合があります。また、自然災害によりサービスカーが運行できないなどの理由で、サービスが提供できない場合もありますので、ご了承ください。（離島については、サービス対象外となる地域があります。）
●聞き間違いなどによりお客様にご迷惑をおかけしないよう、通話記録を保存しております。あらかじめ了承ください。

お客様がJAF会員の場合
お客様がJAF会員の場合、原則としてJAFで対応いたしますので、必ずJAF会員証をご提示ください。その場合、現場からもよりの修理工場までは、支払限度額にかかわらずレッカーけん引いたします。また、応急処置のご利用にあたっては、支払限度額を超過する作業料金（部品代、消耗品代を除きます。）を当社が負担します。

セゾンのロードアシスタンスの対象とならない主な場合

●は特にご注意ください。

●借りたお車など、ご契約のお車以外でのトラブルの場合
●雪道やぬかるみなどでタイヤがスリップやスタックして動けなくなった場合
※雪道において、雪道用タイヤ・チェーン等を装着している場合は対象になります。
●チェーンの脱着作業、季節用タイヤへの交換作業
●パンクの修理
●バッテリー充電費用
●ご契約のお車が違法改造されている場合、またはメーカーの認めていない改造をしていた場合
●通常の走行に不適な場所やレース、ラリーなどでお車を使用した場合
●メーカーの取扱説明書等に示す取扱いと異なる使用または仕様の限度を超えて酷使された場合
●明らかな整備不良の場合
●無免許、酒気帯び、酒酔い、または麻薬等の影響で正常運転ができない状態で運転した場合
●戦争、暴動、原子力に起因する場合
●国または地方公共団体の公権力の行使に起因する場合
●地震、噴火またはこれらによる津波に起因する場合
●車検切れの場合
●免許証紛失、狭路での運転困難など運転者固有の事情により運転できない場合

頼りになる
事故対応サービス

もしもの事故のときに、頼りになるサービスを提供いたします。

事故の時は…
事故・ロードアシスタンス受付デスク
通話料無料 **0120-002-446** 24時間、365日受付

万が一の事故の際にもご安心ください。

ひとつひとつの事故に心を込めて対応します。

●年中無休の事故受付(24時間・365日)

●土・日・祝日を問わない事故の初期対応

平日／9:00〜17:30
土・日・祝日／9:00〜17:00(年末年始を除きます)

土・日・祝日も事故対応の専門スタッフが事故に関する初期対応を行います。代車の手配や、修理工場・医療機関への連絡もお任せください。

●1事故1担当制

お客様の事故の際には、1名の専任スタッフが事故解決まで責任を持って対応させていただきますので、お手続きや事故解決もスムーズです。

●全国を網羅した事故対応サービス網

グループ会社の損保ジャパンの全国ネットワークと連携し、安心の事故対応サービスをご提供いたします。

●テレフォン・サービス・システム

●被害事故相談サービス

●各種書類の省略サービス

事故対応サービスの流れ

当社への事故のご連絡をいただいた後は、専門の事故担当者より詳細を確認させていただき、対応を進めます。おケガがある場合には、まずは治療に専念してください。

●対物事故の場合
お互いに責任がある事故の場合、相手側(相手が任意保険に加入していれば保険会社)との間で示談交渉を行うことになります。その示談内容が当事者の合意に達した場合には、解決となります。
●対人事故の場合
当社が相手の方と直接交渉をします。

※お客様の責任割合が発生しない場合は示談交渉を行うことができませんのでご了承ください。

万一話し合いが難航し、示談が成立しない場合には、調停・訴訟等にて解決を図ります。その場合、当社はアドバイス等のサポートをさせていただきます。

事故現場での対応方法と注意するポイント

1 ケガ人の救護

負傷者の応急対応と救急車(119番)の手配をします。

2 事故車両の移動

事故車両を安全な場所に移動させます。

3 警察へ連絡

警察(110番)へ届け出ます。

4 状況確認※

事故状況と、相手方の連絡先等を確認します。

5 事故の受付

お車が自力走行できなくなった場合はその場で、その他の場合は落ち着いたら、契約取扱者または事故・ロードアシスタンス受付デスクへご連絡ください。

事故の際にお聞きすることがありますのでご協力をお願いします
①証券番号・ご契約者名・住所・TEL
②事故日・時間・場所
③お車の登録番号(ナンバープレートの番号)
④運転者のお名前・生年月日・住所・日中のTEL
⑤事故の状況・届出警察名
⑥相手方の住所・氏名・電話番号等の連絡先(日中のTEL)
車種・登録番号・任意保険の保険会社名・TEL
⑦人身事故の場合
自賠責保険の保険会社名と証明書番号・ケガの程度
入院の有無・病院名(TEL)など
(注)必ず人身事故の届け出をお願いします。

※事故現場では、責任割合の話やお金のやりとりはしないで、当社にご相談ください。
お客様が相手の方とお支払いの約束をされた場合、その分については、保険金をお支払いできない場合があります。

セゾン自動車総合保険 補償内容①

▼被保険者の一覧

補償項目・特約	被保険者	補償項目・特約	被保険者
対人賠償保険 対物賠償保険	① 記名被保険者（ご契約のお車を主に使用される方） ② お車を使用・管理中の次の方　i）①の配偶者、ii）①またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子 ③ ①の承諾によりお車を使用する方　など	人身傷害保険 自損事故傷害特約	ご契約のお車の保有者、運転者、または搭乗者
		搭乗者傷害特約	ご契約のお車に搭乗中の方
他車運転特約	① 記名被保険者とその配偶者 ② ①の同居の親族・別居の未婚の子　など	無保険車傷害特約 人身車外補償特約 人身交通乗用具危険特約 人身犯罪被害事故特約	① 記名被保険者とその配偶者 ② ①の同居の親族・別居の未婚の子 ③ ご契約のお車に搭乗中の方（無保険車傷害特約の場合のみ）　など

▼保険金をお支払いできない主な場合（全補償共通項目）

- ●戦争、外国の武力行使、暴動、地震・噴火・津波による損害または傷害、核燃料物質等によって生じた損害または傷害
- ●ご契約のお車を競技、曲技（競技、曲技のための練習を含みます。）、試験のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害または傷害
- ●ご契約のお車に危険物を業務として積載すること、または危険物を業務として積載した車をけん引することによって生じた損害または傷害　など

▼補償内容の詳細

	補償項目・特約	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
相手への賠償	対人賠償保険	ご契約のお車による自動車事故により、歩行者や他のお車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者１名ごとに自賠責保険等の補償額を超える部分に対し、保険金をお支払いします。なお、保険金額は無制限となります。	●台風・洪水・高潮により生じた損害 ●被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害 ●ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ●<対人賠償保険の場合> 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害 ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子 ・被保険者の父母、配偶者または子 ・被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の使用人 ・被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。 注：ご契約のお車の所有者が個人の場合は、補償される場合があります。 ●<対物賠償保険の場合> ◇次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害 ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子 ・被保険者またはその父母、配偶者もしくは子 ◇航空機の滅失、破損または汚損 など
	対物賠償保険	ご契約のお車による自動車事故により、他人のお車や建物等、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。なお、保険金額は無制限のほか、所定のパターンからお選びください。	
	対物全損時修理差額費用特約	相手自動車の修理費が時価額を上回る対物事故で、相手方が時価額を超えた修理を行い、かつ、お客様がその差額（当社が事前に承認したものに限ります。）を負担する場合に、差額分の修理費にお客様の責任割合を乗じた額について50万円を限度にお支払いします。	
	相手自動車全損時諸費用保険金特約	対物事故で相手自動車が全損（修理不能または修理費が時価額以上となる場合をいいます。）となり、相手自動車の買い替えに伴う諸費用等を負担する場合に、相手自動車に対する法律上の損害賠償責任の額の10%相当額を、相手自動車全損時諸費用保険金として20万円を限度にお支払いします。ただし、対物全損時修理差額費用保険金が支払われる場合は、相手自動車全損時諸費用保険金はお支払いしません。	
	他車運転特約	記名被保険者およびそのご家族が借用自動車（※1）を運転中に起こした対人事故、対物事故、自損傷害事故（※2）または車両事故（※3）について保険金をお支払いします。（被保険者のご請求により、借用自動車（※1）の保険契約等に優先して保険金をお支払いすることもできます。） ※1「借用自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または主に使用する自動車および自家用8車種以外の自動車は含まれません。 ※2 ご契約に自損事故傷害特約がセットされている場合に保険金をお支払いします。 ※3 借用自動車の車両事故については、ご契約に車両保険がセットされている場合のみ、対物賠償保険金としてお支払いします。ただし、発生した事故がご契約のお車の車両保険で補償対象となる事故に限ります。 【ご注意】別居の未婚の子が所有または主に使用する自動車を自ら運転している場合は、この特約の補償対象となりませんのでご注意ください。	対人賠償保険、対物賠償保険と同じ。 <上記のほか保険金をお支払いできない場合> ●記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または主に使用するお車を運転している場合 ●被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有するお車を運転している場合 ●被保険者が役員となっている法人の所有するお車を運転している場合　など

	補償項目・特約	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
ご自身や搭乗中の方などの補償	自損事故傷害特約 ※人身傷害保険が適用されないご契約に自動セットされます。	自損事故（電柱に衝突したり、崖から転落した場合等）で、ご契約のお車の保有者、運転者等が死傷し、自賠責保険等で保険金が支払われない場合に次の保険金をお支払いします。 ①死亡保険金：１名あたり1,500万円 ②後遺障害保険金：1名あたりその程度に応じ、50万円〜 1,800万円 ③重度後遺障害保険金：重度の後遺障害を被り、かつ、介護が必要と認められる場合に、1名あたり200万円を重度後遺障害保険金としてお支払いします。 ④医療保険金：傷害を被り、医師の治療が必要となった場合の治療日数に対し、自損事故傷害特約に定める医療保険金をお支払いします。ただし1回の事故につき1名あたり100万円を限度とします。	●被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害 ●異常かつ危険な方法で自動車に乗車中の方に生じた損害 ●被保険者が正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に生じた損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により、その本人に生じた損害 ●被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によって、その本人に生じた損害 ●保険金を受け取るべき方の故意などによって生じた損害（その方の受け取るべき金額部分） ●医学的他覚所見のない後遺障害または傷害 <人身傷害保険に人身車外補償特約をセットした場合> ・被保険者が二輪自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた損害 ・被保険者が、記名被保険者・その配偶者・これらの方の同居の親族が所有または主として使用するご契約のお車以外の自動車（以下「他の自動車」といいます。）に搭乗中に生じた損害 ・被保険者が、被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する他の自動車に搭乗中に生じた損害 など
	無保険車傷害特約 ※人身傷害保険が適用されないご契約に自動セットされます。	保険を付けていない車や、保険を付けていてもその事故について保険金が支払われない車との事故などで死亡または後遺障害を被り、相手から十分な損害賠償が受けられない場合に保険金をお支払いします。なお、保険金額は無制限となります。ただし、相手自動車に対人賠償保険等が付いておりその支払いを受けることができる場合は、その対人賠償保険等で支払われる金額を差し引いてお支払いします。	
	人身傷害保険	ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故で死傷された場合、人身傷害補償条項に定める損害額算定基準に基づいて当社で算定した損害額に対して保険金額（※1）を限度に保険金（※2）をお支払いします。 ※1 保険金額は、搭乗される方の年齢、収入、扶養家族の人数等に基づいて必要な金額をお決めください。 ※2 相手自動車の自賠責保険や相手から既に取得した賠償金などがある場合は、その額を差し引いた金額となります。 【ご注意】1. 人身傷害保険に人身車外補償特約をセットしない場合、ご契約のお車に搭乗中の場合のみ補償の対象となりますのでご注意ください。 2. 相手のいる自動車事故で相手自動車が無保険自動車である場合は、相手方より賠償されるべき損害については、支払保険金の限度額を無制限とします。（損害額を限度とします。） 3. 被保険者が所定の重度後遺障害を被り、かつ、介護が必要と認められる場合で、保険金額が無制限以外のときは保険金額の2倍まで補償することができます。	
	人身車外補償特約	記名被保険者およびそのご家族がご契約のお車以外の他の自動車（※）に搭乗中や、歩行中などに自動車事故等で死傷した場合に保険金をお支払いします。 ※「他の自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有し、または主に使用する自動車や、二輪自動車や原動機付自転車などは含まれません。	
	人身交通乗用具危険特約	記名被保険者およびそのご家族が自動車事故以外の交通傷害事故（自転車・電車・航空機・船舶・エスカレーター等の交通乗用具に搭乗中の事故や交通乗用具との接触・衝突など）で死傷した場合に、人身傷害保険にしたがい保険金をお支払いします。	
	人身犯罪被害事故特約	記名被保険者およびそのご家族が、車内外を問わず、犯罪加害行為により死傷した場合に、人身傷害保険にしたがい保険金をお支払いします。	
	人身家族おもいやり特約	人身傷害保険の補償対象となる事故によって、次のいずれかに該当した場合に所定の保険金をお支払いします。 ①重度の後遺障害を被り、かつ、介護が必要と認められる場合に、介護支援保険金をお支払いします。 ②死亡または重度の後遺障害を被った場合で、19歳未満の扶養されている方がいるときは、子育て支援保険金をお支払いします。	
	搭乗者傷害特約 ※ご希望により次のいずれかをセットできます。	ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故で死傷された場合、次のいずれかのタイプに応じて定額で保険金をお支払いします。	
	医療一時金払	①死亡保険金：1名あたり保険金額の全額 ②後遺障害保険金：1名あたりその程度に応じ、保険金額の4〜100%を乗じた額 ③重度後遺障害保険金：重度の後遺障害を被り、かつ、介護が必要と認められる場合に、１名あたり後遺障害保険金の60%（600万円限度）を重度後遺障害保険金としてお支払いします。 ④医療保険金：傷害を被り、医師の治療が必要となった場合で、入通院日数が4日以内であったときは1名あたり1万円、5日以上のときは10万円をお支払いします。ただし、入通院日数が5日以上の場合において、腕や脚の骨折・切断、脳挫傷などの一部のケガについては、その症状に応じて1名あたり30万円・50万円・100万円のいずれかをお支払いします。	
	医療一時金のみ ※人身傷害保険にご加入の場合のみセットできます。	医療保険金のみのお支払いとなり、死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金についてはお支払いの対象となりません。なお、医療保険金の内容については、医療一時金払の「④ 医療保険金」の内容と同じです。	
	搭乗者傷害医療一時金倍額特約	搭乗者傷害特約（医療一時金払）または搭乗者傷害特約（医療一時金のみ）の医療保険金（医療一時金）を倍額にしてお支払いします。	

▼被保険者の一覧

補償項目・特約	被保険者	補償項目・特約	被保険者
車両保険	ご契約のお車の所有者	弁護士費用特約	① 記名被保険者とその配偶者 ② ①の同居の親族・別居の未婚の子 ③ ご契約のお車に搭乗中の方
車両積載動産特約	車両積載動産の所有者		
ファミリーバイク特約 個人賠償責任特約	① 記名被保険者とその配偶者 ② ①の同居の親族・別居の未婚の子	ロードアシスタンス特約	①記名被保険者　②ご契約のお車の保有者 ③ご契約のお車に搭乗中の方

▼保険金をお支払いできない主な場合（全補償共通項目）

●戦争、外国の武力行使、暴動、地震・噴火・津波による損害または傷害、核燃料物質等によって生じた損害または傷害
●ご契約のお車（ファミリーバイク特約においては原動機付自転車）を競技、曲技（競技、曲技のための練習を含みます。）、試験のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害または傷害
●ご契約のお車に危険物を業務として積載すること、または危険物を業務として積載した車をけん引することによって生じた損害または傷害　　など

▼補償内容の詳細

	補償項目・特約	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
お車の補償	車両保険 ※ご希望によりセットできます。	偶然な事故により、ご契約のお車が損害を被った場合に、保険金をお支払いします。なお、契約時に当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等にしたがいご契約のお車の市場販売価格相当額を「協定保険価額」として定め、事故により生じた損害に対しては、この金額を上限として次のいずれかの保険金をお支払いします。 ①ご契約のお車の損害を修理できない場合、または、修理費が保険金額（協定保険価額）以上となる場合は、保険金額をお支払いします。 ②①以外の場合は、損害額から自己負担額（免責金額）を差し引いた金額をお支払いします。	●ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により生じた損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ●故障損害 ●国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ●ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他の自然消耗によって生じた損害 ●タイヤおよびご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害（タイヤ盗難は補償の対象となります。） ●法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害 ●契約自動車の盗難事故対象外特約をセットしている場合の盗難による損害　　など
	その他の費用	以下の費用を1回の事故につき15万円、または保険金額の10%のいずれか高い金額を限度としてお支払いします。 ①応急処置費用…お車が走行不能となった場合に必要な応急処置にかかる費用 ②運搬費用…お車が走行不能となった場合に、事故地もしくはご自宅からもよりの修理工場までの運搬費用 ③引取費用…お車を引き取るための交通費など	
	車両無過失事故に関する特約	車両保険の保険金（※）をお支払いした場合でも、ご契約のお車の運転者に責任がないなど、一定の条件を満たしているときには、当社と締結する次契約のノンフリート等級決定において、その事故をノーカウント事故として取り扱います。 ※車両積載動産特約があわせてセットされている場合は、その特約の保険金を含みます。	
	車両新価特約	ご契約のお車が全損（※）となった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合で、自動車を再取得されたときは、再取得費用（新車価格相当額を限度）および再取得時諸費用保険金をお支払いします。なお、自動車を修理されたときは、新車価格相当額を限度に修理費用をお支払いします。 ※「全損」とはお車の損傷を修理できない場合、または、お車の修理費が車両保険の保険金額（協定保険価額）以上となる場合をいいます。 【ご注意】盗難による損害はこの特約の対象外となります。（車両保険の保険金額（協定保険価額）をお支払いします。）	
	再取得時諸費用	再取得時に新車価格相当額の15%（50万円限度）を加算してお支払いしますが、この場合、車両全損時臨時費用特約の保険金はお支払いしません。	
	車両全損修理時特約	ご契約のお車が全損（※）となり、実際に修理された場合は、車両保険の保険金額（協定保険価額）に50万円を加えた額を限度として保険金（修理費）をお支払いします。 ※「全損」とはお車の損傷を修理できない場合、または、お車の修理費が車両保険の保険金額（協定保険価額）以上となる場合をいいます。	
	車両全損時臨時費用特約	ご契約のお車が全損（※）となった場合に、車両保険の保険金額（協定保険価額）の10%相当額（20万円限度）をお支払いします。 ※「全損」とはお車の損傷を修理できない場合、または、お車の修理費が車両保険の保険金額（協定保険価額）以上となる場合をいいます。 【ご注意】車両新価特約の再取得時諸費用保険金および車両全損修理時特約の保険金とは重ねてお支払いしません。	

	補償項目・特約	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
お車の補償	事故時代車費用特約	ご契約のお車が車両保険の補償対象となる事故により損害を被り、修理でお車を使用できない期間などにレンタカー等を借り入れた場合、支払限度日額（5,000円）を上限として事故の日（※）から30日を限度に以下の日まで、借り入れ費用の実費（代車費用）をお支払いします。 ①お車の修理ができない場合：代替の自動車を新たに取得された日まで ②お車の修理ができる場合：修理完了後、手元に戻った日まで（修理に要する相当日数） ※盗難の場合は、盗難届を警察に提出された日とします。 【ご注意】ご契約のお車が自力走行可能である場合で、その損傷を修理されないときは代車費用をお支払いしません。	●ご契約のお車が自力で走行できる場合で、被保険者がお車の損傷を修理しない場合　など
その他の補償	ファミリーバイク特約（人身）	記名被保険者およびそのご家族が原動機付自転車（借用バイクを含みます。）を所有・使用・管理している間に生じた対人賠償事故、対物賠償事故および傷害事故について保険金をお支払いします。 なお、原動機付自転車搭乗中の傷害の補償については次の２つのタイプがあり、いずれかのタイプをお選びいただきます。 ①（人身）タイプ：人身傷害保険と同様の補償をするタイプ ②（自損）タイプ：自損事故傷害特約と同様の補償をするタイプ 【ご注意】借用バイクで事故を起こされた場合、被保険者のご請求により、借用したバイクの保険契約等に優先して保険金をお支払いすることもできます。	対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険と同じ。 <上記のほか保険金をお支払いできない場合> ●被保険者の原動機付自転車を被保険者の業務のために被保険者の使用人が運転中の損害 ●被保険者の使用者の業務のために、その使用者の原動機付自転車を運転中の損害　　など
	ファミリーバイク特約（自損）		対人賠償保険、対物賠償保険、自損事故傷害特約と同じ。 <上記のほか保険金をお支払いできない場合> ●被保険者の原動機付自転車を、被保険者の業務のために被保険者の使用人が運転中の損害 ●被保険者の使用者の業務のために、その使用者の原動機付自転車を運転中の損害　　など
	弁護士費用特約	被保険者が日本国内で自動車に関わる人身被害事故や物損被害事故によって損害賠償請求を行う場合に、被保険者が以下の費用を負担することにより被った損害に対し、保険金をお支払いします。 ①弁護士費用等：損害賠償に関する争訟、和解、調停等について、弁護士、司法書士、行政書士、裁判所等に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用等の費用（１事故１名につき300万円限度） ②法律相談費用：弁護士、司法書士、行政書士への法律上の損害賠償請求に関する相談費用（１事故１名につき10万円限度）	●被保険者が次のいずれかの方に損害賠償請求を行う場合 ○記名被保険者、その配偶者、またはこれらの方の同居の親族・別居の未婚の子 ○被保険者の父母、配偶者または子 ○ご契約のお車の所有者 ●台風、洪水、高潮により発生した損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により生じた損害 ●被保険者の故意または重大な過失、闘争行為、自殺行為、犯罪行為により生じた損害　　など
	個人賠償責任特約	記名被保険者およびそのご家族が自動車事故以外の日常生活の事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えたりしたことによって、法律上の損害賠償責任を負担する場合、保険金をお支払いします。	●ご契約者、被保険者の故意による損害 ●借りたものや預かったものについての損害 ●被保険者の業務に直接起因する損害 ●被保険者の同居の親族に対する損害 ●自動車の所有・使用・管理に起因する損害　など
	車両積載動産特約	盗難や偶然な事故などによりご契約のお車に損害が生じ、その直接の結果としてお車の車室内やトランク内などに積載中の動産に損害が生じた場合に、時価により算出した損害額をお支払いします。ただし、１回の事故につき保険金額（30万円または50万円のいずれかをお選びいただきます。）を限度とします。 【ご注意】盗難の場合は、ご契約のお車自体の盗難と同時に発生したときにかぎり補償の対象となります。（車上あらしなどは対象外）	●ご契約者、被保険者等の故意または重大な過失により生じた損害 ●風、雨、ひょう、砂塵の吹き込みによる損害 ●故障損害、欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗に該当する損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により生じた損害 ●キャリアに固定された積載動産の盗難による損害 ●通貨、ディスク等のデータなどに生じた損害、キャッシュカード、クレジットカードの盗難 ●車上あらしによる盗難 ●補償対象外の運転者が運転中に生じた損害 など

セゾン自動車総合保険 補償内容③

▼補償内容の詳細

補償項目・特約		お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
その他の補償	ロードアシスタンス特約	ご契約のお車が走行不能になったことにより被保険者が負担した次の費用に対し、以下の保険金をお支払いします。 ①応急処置費用保険金：お車を自力走行可能な状態に復旧させるために必要な応急処置（30分程度で対応が可能なものに限ります。）に要した費用を、1回の走行不能につき15万円を限度（※）に実費をお支払いします。 ②運搬費用保険金：上記①の応急処置ができない場合に、走行不能となった場所からもよりの修理工場または被保険者の自宅のもよりの修理工場などにレッカー等で運搬するために要した費用を、1回の走行不能につき15万円を限度（※）に実費をお支払いします。 ※応急処置費用と運搬費用と合計で15万円が限度となります。 ③宿泊費用保険金：お車が走行不能となった場所のもよりのホテル等に、宿泊せざるを得ないときに要する1泊分の客室料（飲食代は除きます。）について、1名につき1万円を限度に実費をお支払いします。 ④移動費用保険金：お車が走行不能となった場所から当面の目的地への移動もしくは自宅へ帰宅するための交通費（ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスなど通常の交通費を超える場合は、その超過額は除きます。）について、1名につき2万円を限度に実費をお支払いします。 【ご注意】1. 部品代、消耗品代、チェーン脱着作業費用、バッテリーの充電費用などは補償の対象とはなりません。 2. 宿泊費用および移動費用は、お車が走行不能となり、かつ、レッカー等でお車が運搬されること（上記②の運搬費用保険金の支払対象となること）が条件となります。応急処置費用や運搬費用とは条件が異なりますのでご注意ください。	＜事故、故障または車両トラブルの原因が次のいずれかの場合＞ ●雪道、砂浜、ぬかるみ等におけるタイヤのスリップまたはスタックなど車両自体に生じたトラブルに該当しない場合 ●車検切れ ●海岸、農地、河川敷等、通常の自動車の走行に不適切な場所において使用 ＜次のいずれかに起因して、ご契約のお車が走行不能になった場合＞ ●エンジンの改造、車高の変更等、法令等により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造 ●お車を運転すべき者が傷害、疾病、免許不携帯、運転困難などの運転者固有の事情により運転できないこと など

お手続きに関する特約	特約の内容
契約自動車の入替自動補償特約	ご契約のお車を手放され、新たに自動車（自家用8車種に限ります。）を取得されたにもかかわらず、車両入替のお手続きをお忘れになった場合で、取得された日の翌日から30日以内にご契約のお車との入替のご通知をいただき、当社が受領したときは、その間の事故を補償します。
継続うっかり特約（※1）	お客様の事情によらない理由により継続手続きがなされていない場合など、一定の条件を満たしていれば、ご契約満期日の翌日から30日以内にご継続のお手続きをいただくことにより、満期日と同一の内容（※2）で継続されたものとしてご契約いただけます。 ※1 この特約を適用して継続した契約には自動セットされません。そのため、2年連続してこの特約を適用することはできませんのでご注意ください。 ※2 車両保険の保険金額やノンフリート等級など、一部で同一の内容とならないものもあります。

用語のご説明

保険契約上の権利・義務にかかわる人についての用語

●契約者
ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のいろいろな権利・義務を持たれる方で、保険証券などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。

●被保険者
保険契約の補償の対象となる方をいいます。

●記名被保険者
ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。

●所有者（車両所有者）
ご契約のお車を所有されている方で、保険証券などの車両所有者欄に記載されている方をいいます。また、車両所有者は、原則として自動車検査証などの所有者欄に記載されている方となります。

保険契約上の主な専門用語

●告知義務
ご契約時に、当社に告知事項について知っている事実を告げ、また、正しい事実を告げなければならないという、ご契約者・記名被保険者などの義務のことをいいます。

●告知事項
危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。他の保険契約などに関する事項も含みます。

●通知義務
ご契約後やご契約期間の中途にご契約の内容に変更が生じた場合は、その事実・変更内容を当社に伝えなければならないという、ご契約者・被保険者の義務のことをいいます。

●解除
当事者からの意思表示によって、ご契約の効力を解除時点から将来に向かって失わせることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除のことを解約ということがあります。

●無効
ご契約いただいた内容すべての効力がご契約当初からなかったことになることをいいます。

●保険料
ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく掛け金のことをいいます。

●保険金
自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。

●保険価額
その損害が生じた場所および時におけるご契約のお車の価額（ご契約のお車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額）のことをいいます。

●協定保険価額
ご契約者または車両保険の被保険者と当社がご契約のお車の価額として、保険契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結時におけるご契約のお車と同一の用途・車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額により定めます。

●保険金額
保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）のことをいいます。

●新車価格相当額
保険契約締結時における、ご契約のお車の新車での市場販売価格相当額のことをいいます。

●市場販売価格相当額
ご契約のお車と同一車種、車名、型式、仕様、初度登録年月または年式で同一損耗度の自動車を自動車販売店などがお客様に販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。税金、保険料、登録などに伴う費用などは市場販売価格には含まれません。ただし消費税は市場販売価格に含まれます。

●免責
保険会社は保険事故が発生した場合は、保険金支払の義務を負いますが、特定の事柄が生じたとき（たとえば、保険契約者などの故意、戦争、地震、噴火、津波等による事故などによる損害）は例外としてその義務を免れることをいいます。

●自己負担額（免責金額）
ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、補償を受けられる方に自己負担いただく額をいいます。

●親族
6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族のことをいいます。

●未婚の子
これまでに法律上の婚姻歴がない子をいいます。

●配偶者
法律上の婚姻の相手の方をいいます。原則として内縁※を含みます。
※「内縁」とは婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻の意思を持ち、社会的に事実上の夫婦共同体として婚姻状態にある関係をいいます。

●用途・車種
「用途」とは、自動車の使用形態の区分をいい、「自家用」と「営業用」があります。「車種」とは、自動車の種類の区分をいい、普通乗用車・小型乗用車・普通貨物車・軽四輪貨物車などがあります。なお、用途・車種の区分はナンバープレートの表示などに基づいて当社が定める区分によるものとします。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「セゾン自動車火災保険　お客様相談室」
通話料無料　0120-281-389
受付時間 9:00〜17:30
ただし、年末年始を除きます。

（社）日本損害保険協会そんぽADRセンター

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題解決できない場合には、（社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
ナビダイヤル　0570-022-808　受付時間 平日9:15〜17:00
詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

ご契約時・ご契約後のご注意

ご契約の際にご注意いただくこと

(1)ご契約の際、申込書の記載事項について誤りがないかご確認ください。
(2)特に申込書の★印の項目の内容が事実と異なる場合は、当社はご契約を解除することがあり、その場合は保険金がお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(3)ご契約の等級は、前契約事故の有無等により決まります。(事故の有無等を前契約保険会社に確認させていただきます。)
(4)ご契約者以外の被保険者の方にも、ご契約内容をお知らせください。

ご契約後にご注意いただくこと

ご契約後、次の変更が生じる場合は、契約取扱者(営業担当者・代理店)へお知らせください。ご連絡がいただけない場合や契約内容変更のお手続きをいただけない場合は、当社はご契約を解除することがあり、また、その場合は保険金がお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

○ご契約のお車の用途・車種、登録番号(車両番号)、主な使用地(都道府県)、使用目的(日常・レジャー使用、通勤・通学使用、業務使用)、年間予定走行距離区分(5,000km以下、5,000km超10,000km以下、10,000km超15,000km以下、15,000km超をいいます。)を変更する場合。(※1)
○前契約に事故が発生した場合。(※2)
○前契約が解除になった場合。(※2)
※1変更内容により保険料が追徴となる場合があります。
※2ご契約の手続き後であっても、適用等級が変更となり保険料が追徴となる場合があります。
○改造や高額な付属品の装着などにより車両価額が著しく増加または減少となる場合。(車両保険をご契約のお客様)

また、ご契約後、次のような変更が生じる場合は、あらかじめ契約取扱者(営業担当者・代理店)へご連絡ください。ご契約内容の変更手続き前に発生した事故については、保険金のお支払いができないことや変更前のご契約の条件が適用されることがありますので、ご注意ください。
○ご契約のお車を譲渡しご契約の権利・義務を譲受人に移転する場合。
○記名被保険者を変更する場合。
○保険金額の増額や特約をセットするなど契約内容を変更する場合。
○運転者の範囲外の方がご契約のお車を運転する場合。
注:変更内容により保険料が追徴となる場合があります。

＜運転者の範囲の変更に関する取扱い＞
運転者の範囲の変更手続きをうっかり失念し、運転者の範囲に該当しない方が運転中に発生した事故について、一定範囲で補償できる制度があります。
(ご契約期間中に、「同居のお子様が新たに運転免許を取得された」、「別居の未婚のお子様が同居された」など、運転者「本人・配偶者」限定特約、運転者子供対象外特約または運転者子供補償特約に定める一定の条件に該当する場合にかぎります。)

示談交渉サービスを行うことができない場合

(1)対人事故において、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
(2)対物事故において、被保険者が負担する損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
(3)相手方の同意が得られない場合
(4)被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合
(5)法律上の損害賠償責任が発生しない場合(被保険者に責任がない事故等示談交渉サービスを行うことができない場合でも、相手方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。)

お車の新規取得・入替等について

ご契約のお車と同一の用途・車種(自家用8車種(P.1参照)のお車は同一とみなします。)の自動車を新たに取得した場合(※1)は、あらかじめ契約取扱者(営業担当者・代理店)までご連絡ください。新たに取得したお車に新たな保険をご契約いただく以外に、お車の入替手続きによりご契約を有効に存続させるか、ご契約を解約し新たなご契約をしていただく必要があります。(※2)このお手続き前に新たに取得した自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
※1 ご契約のお車を廃車、譲渡またはリース業者へ返還された場合に、他にお持ちのお車をご契約のお車に入替えることもできます。
※2 既存のご契約のお車を新たに取得されたお車に入替えるとともに、既存のお車についても引き続きご契約される場合には、既存のお車を新たに取得されたお車としてお取扱いします。

＜契約自動車の入替自動補償特約＞
ご契約のお車および新たに取得したお車(ここで対象とするのは、ご契約のお車を廃車、譲渡、または返還された後、その代替として新たに取得した車に限られます。)の双方が自家用8車種(P.1参照)のいずれかである場合、新たに取得した日の翌日から起算して30日以内にご契約のお車の入替手続きをした場合にかぎり、その取得日から当社がこれを受領するまでの間は、新たに取得したお車をご契約のお車としてお取扱いします。

個人情報の取扱いについて

当社は、保険契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断・手続き、保険契約の履行、付帯サービスの提供、他の保険の募集、金融商品または各種サービス(グループ会社・提携先企業が提供するものを含みます)の案内・提供、等を行うために、取得・利用・提供を行います。詳細につきましては、当社のホームページ(http://www.ins-saison.co.jp)に掲載の個人情報保護宣言をご覧いただくか、当社お客様相談室までお問い合わせ願います。

●当社損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の業務を行っています。
●このパンフレットは、表記保険の概要を説明したものです。詳しくは重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報・その他の重要事項)、ご契約のしおり等をご覧ください。
●お問い合わせ・お申し込みは契約取扱者(営業担当者・代理店)へどうぞ。

お問い合わせ先

セゾン自動車火災保険株式会社
本社〒170-6068東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60
お客様相談室 TEL:03-3980-3572 ホームページ http://www.ins-saison.co.jp

文審 2010-3047(2011.03)
SM3110-26(2011.03)